

## 指定特定知的障害者通所授産施設「ふれあいきのこ村」運営規程

### (事業の目的)

第1条 社会福祉法人はるにれの里が設置する「ふれあいきのこ村」(以下「施設」という。)において実施する指定特定知的障害者通所授産施設の適正な運営を確保するために人員、設備及び管理運営に関する事項を定め、施設の従業者が、施設支給決定を受けた知的障害者に対し、適正な授産事業(以下「事業」という。)を提供することを目的とする。

### (運営の方針)

第2条 施設の従業者は、知的障害者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて、できる限り居宅に近い環境の中で、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行う。又その有する能力に応じ自立した生活が営むことができるよう、日常生活上の支援、日中作業の支援及び、自閉症の利用者にたいする必要なプログラムを行なうことにより、日常生活上の適切な援助を行うこととする。

2 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、利用者の意志及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って総合的なサービスの提供に努めるものとする。

### (事業所の名称等)

第3条 事業を行う施設の名称及び所在地は、次のとおりとする。

(1) ふれあいきのこ村 厚田郡厚田村大字聚富村488番地1

### (従業者の職種、員数及び職務の内容)

第4条 施設に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

(1) ふれあいきのこ村

管理者 1名(常勤で兼務)

管理者は、併設施設の施設長として、事業所の従業者の管理及び指定短期入所事業の際に係る調整、業務の実施状況の把握、その他の管理を一元的に行なう。

医師 1名(非常勤)

医師は、利用者の健康管理及び医療を行う。

生活支援員 1名(常勤)

生活支援員は利用者及び家族の相談や利用計画、日程プログラム等のサービス調整及び日常生活の支援を行う。

作業指導員(職業指導員)3名(常勤)

作業指導員は、利用者の日中の作業支援及び日常生活の支援を行う。

栄養士 1名(常勤で兼務)

栄養士は、利用者の食事について、献立や指導により適正な栄養摂取を図る。

事務職員 1名(常勤)

事務職員は必要な事務処理を行う。

### (利用者の定員)

第5条 指定知的障害者短期入所事業所の利用定員は次のとおりとする。

(1) ふれあいきのこ村 20名

### (指定施設支援の内容)

第6条 指定施設支援の内容は次の通りとする

(1) ふれあいきのこ村

日常生活上の援助

イ コミュニケーション支援

ロ その他必要な自立の支援

作業活動の支援

食事の提供

健康管理支援

相談・援助

(利用料およびその他の額)

第7条 指定施設支援を提供した場合の利用料の額は、施設支給決定をした市町村長が定める額とし、当該指定短期入所が法定代理受領サービスであるときは、利用者が有する居宅受給者証に記載されている利用者負担額とする。

2 次条の項目に掲げる項目については、別に利用料金の支払いを受ける。

(1) 送迎に要する費用

(2) 日常生活上必要となる諸費用

3 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者またはその家族に対して事前に文書等で説明をしたうえで、支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)をうけることとする。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第8条 利用者は、指定短期入所のサービスの提供を受ける際に、次の事項について留意するものとする。

(1) サービスの利用にあたっては、医師の診断や日常生活上の留意事項、健康状態を職員に連絡し、心身の状況に応じたサービスを受けるように留意する。

(2) 重要事項説明書に記載されている事項を遵守すること。

(3) その他、管理者が定めた施設内外の利用規程を遵守すること。

(緊急時等における対応方法)

第9条 従業者等は、指定短期入所の事業を提供中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医又は協力医療機関に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

(非常災害対策)

第10条 従業者等は、指定短期入所の事業を提供中に非常災害が発生したときは、非難等適切な措置を講じ、利用者の安全を確保する。また、管理者は、日常的な対処方法、避難経路及び協力機関等との連携方法を確認し、災害時には避難等の指揮をとる。

2 事業者は、防火管理についての責任者を定め、非常災害に関する防災計画を作成し、非常災害に備えるために、定期的に避難・救出等訓練を行う。

(苦情解決)

第12条 提供した短期入所事業に関する利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置するものとする。

(従業者の研修)

第13条 授産施設は、利用者に対して適切な施設支援を提供するため、職員の資質の向上を図るための研修の機会を設けるものとする。

(1) 採用時研修 採用後3ヶ月以内

(2) 継続研修 随時

(その他運営に関する重要事項)

第14条 従業者は、業務上知りえた利用者又は家族の秘密を保持する。

2 事業者は、従業者であった者に、業務上知りえた利用者またはその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においても、これらの秘密を保持するための必要な措置を講じなければならない。

3 この規定に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人はるにれの里と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規定は平成15年4月1日から施行する。